

料金表 ※料金は消費税を含んだ総額表示です。

別表1 一戸建て住宅に係る評価料金

(1) 必須評価事項のみの場合

(税込 単位:円)

延べ面積(m ²)	性能評価の種類	必須評価事項のみの評価料金		
		住宅型式性能認定及び認証型式住宅 部分等に係るもの		その他の住宅
		住宅型式性能認定 書写しの添付	製造者等認証 書写しの添付	
200m ² 以内のもの	設計住宅性能評価	23,100	20,900	51,700
	建設住宅性能評価	82,500	73,700	91,300
200m ² を超えるもの	設計住宅性能評価	40,700	38,500	69,300
	建設住宅性能評価	111,100	97,900	122,100

(2) 選択評価事項を選択する場合の加算する料金

(税込 単位:円)

評価事項	加算する料金
1. 構造の安定に関すること (必須)	—
2. 火災時の安全に関すること	1,100
3. 劣化の軽減に関すること (必須)	—
4. 維持管理・更新への配慮に関すること (必須)	—
5. 温熱環境・エネルギー消費量に関すること (必須)	—
6. 空気環境に関すること	1,100
7. 光・視環境に関すること	1,100
8. 音環境に関すること	2,200
9. 高齢者等への配慮に関すること	1,100
10. 防犯に関すること	1,100

※ 共同住宅等における「住宅の用途以外の用途に供する部分を有する一戸建ての住宅」の料金は この表の料金を適用するものとする。ただし、住宅の用途以外の用途に供する部分の延床面積の合計が、述べ面積の2分の1以上であるもの又は50平方メートルを超えるものを除く。

別表2 共同住宅等に係る設計住宅評価料金

(1) 必須評価事項のみの場合

(税込 単位:円)

1棟の延べ面積	必須評価事項のみの評価料金
500m ² 以内のもの	55,000 + M × 12,100
500m ² を超え1,000m ² 以内のもの	68,200 + M × 12,100
1,000m ² を超え2,000m ² 以内のもの	93,500 + M × 12,100
2,000m ² を超え10,000m ² 以内のもの	267,300 + M × 12,100
10,000m ² を超えるもの	423,500 + M × 12,100

(2) 選択評価事項を選択する場合の加算する料金

(税込 単位:円)

評価事項	加算する額
1. 構造の安定に関すること (必須)	—
2. 火災時の安全に関すること	M × 1,100
3. 劣化の軽減に関すること (必須)	—
4. 維持管理・更新への配慮に関すること (必須)	—
5. 温熱環境・エネルギー消費量に関すること (必須)	—
6. 空気環境に関すること	M × 1,100
7. 光・視環境に関すること	M × 1,100
8. 音環境に関すること	M × 4,400
9. 高齢者等への配慮に関すること	M × 1,100
10. 防犯に関すること	M × 1,100

※ 表においてMは評価対象戸数を表すものとする。

別表3 共同住宅等に係る建設住宅評価料金

(1) 必須評価事項のみの場合

(税込 単位:円)

1棟の延べ面積	必須評価事項のみの評価料金			
500㎡以内のもの	N ×	67,100	+	M × 15,400
500㎡を超え1,000㎡以内のもの	N ×	96,800	+	M × 15,400
1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	N ×	117,700	+	M × 15,400
2,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	N ×	242,000	+	M × 15,400
10,000㎡を超えるもの	N ×	403,700	+	M × 15,400

(2) 選択評価事項を選択する場合の加算する料金

(税込 単位:円)

評価事項	加算する額		
1. 構造の安定に関すること (必須)			—
2. 火災時の安全に関すること	M ×	1,100	
3. 劣化の軽減に関すること (必須)			—
4. 維持管理・更新への配慮に関すること (必須)			—
5. 温熱環境・エネルギー消費量に関すること (必須)			—
6. 空気環境に関すること	M ×	1,100	
7. 光・視環境に関すること	M ×	1,100	
8. 音環境に関すること	M ×	3,300	
9. 高齢者等への配慮に関すること	M ×	1,100	
10. 防犯に関すること	M ×	1,100	

※ 表においてNは検査回数を、Mは評価対象戸数を表すものとする。

別表4 公社以外のものが設計住宅性能評価を行った共同住宅等に係る建設住宅評価料金

(1) 必須評価事項のみの場合

(税込 単位:円)

1棟の延べ面積	必須評価事項のみの評価料金			
500㎡以内のもの	N ×	67,100	+	M × 25,300
500㎡を超え1,000㎡以内のもの	N ×	96,800	+	M × 25,300
1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	N ×	117,700	+	M × 25,300
2,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	N ×	242,000	+	M × 25,300
10,000㎡を超えるもの	N ×	403,700	+	M × 25,300

(2) 選択評価事項を選択する場合の加算する料金

(税込 単位:円)

評価事項	加算する額		
1. 構造の安定に関すること (必須)			—
2. 火災時の安全に関すること	M ×	1,100	
3. 劣化の軽減に関すること (必須)			—
4. 維持管理・更新への配慮に関すること (必須)			—
5. 温熱環境・エネルギー消費量に関すること (必須)			—
6. 空気環境に関すること	M ×	1,100	
7. 光・視環境に関すること	M ×	1,100	
8. 音環境に関すること	M ×	4,400	
9. 高齢者等への配慮に関すること	M ×	1,100	
10. 防犯に関すること	M ×	1,100	

※ 表においてNは検査回数を、Mは評価対象戸数を表すものとする。

別表5 住宅型式性能認定及び認証型式住宅部分等に係る共同住宅等の設計住宅評価料金

(1) 必須評価事項のみの場合

(税込 単位:円)

1棟の延べ面積	必須評価事項のみの評価料金
500㎡以内のもの	49,500 + M × 9,900
500㎡を超え1,000㎡以内のもの	60,500 + M × 9,900

(2) 選択評価事項を選択する場合の加算する料金

(税込 単位:円)

評価事項	加算する額
1. 構造の安定に関すること (必須)	—
2. 火災時の安全に関すること	M × 1,100
3. 劣化の軽減に関すること (必須)	—
4. 維持管理・更新への配慮に関すること (必須)	—
5. 温熱環境・エネルギー消費量に関すること (必須)	—
6. 空気環境に関すること	M × 1,100
7. 光・視環境に関すること	M × 1,100
8. 音環境に関すること	M × 4,400
9. 高齢者等への配慮に関すること	M × 1,100
10. 防犯に関すること	M × 1,100

※ 表においてMは評価対象戸数を表すものとする。

別表6 住宅型式性能認定及び認証型式住宅部分等に係る共同住宅等の建設住宅評価料金

(1) 必須評価事項のみの場合

(税込 単位:円)

1棟の延べ面積	必須評価事項のみの評価料金
500㎡以内のもの	N × 63,800 + M × 12,100
500㎡を超え1,000㎡以内のもの	N × 91,300 + M × 12,100

(2) 選択評価事項を選択する場合の加算する料金

(税込 単位:円)

評価事項	加算する額
1. 構造の安定に関すること (必須)	—
2. 火災時の安全に関すること	M × 1,100
3. 劣化の軽減に関すること (必須)	—
4. 維持管理・更新への配慮に関すること (必須)	—
5. 温熱環境・エネルギー消費量に関すること (必須)	—
6. 空気環境に関すること	M × 1,100
7. 光・視環境に関すること	M × 1,100
8. 音環境に関すること	M × 2,200
9. 高齢者等への配慮に関すること	M × 1,100
10. 防犯に関すること	M × 1,100

※ 表においてNは検査回数を、Mは評価対象戸数を表すものとする。

別表7 特定測定物質の濃度測定に係る評価料金

(税込 単位:円)

1棟の延べ面積	ホルムアルデヒドのみ	ホルムアルデヒドとその他の物質の同時測定
一戸建て住宅	39,600	55,000
共同住宅等	39,600 + M × 19,800	55,000 + M × 35,200

※ 表においてNは検査回数を、Mは評価対象戸数を表すものとする。

別表8 一戸建て住宅に係る変更設計住宅評価料金

対象となる住宅の料金の区分に応じ、1回の変更につき、別表1に掲げる料金の2分の1とする。

別表9 共同住宅等に係る変更設計住宅評価料金

対象となる共同住宅等の料金の区分に応じ、1回の変更につき、別表2及び別表5に掲げる料金の2分の1とする。

別表10 第28条各号に基づく減額率等

業務規程	減額要件	減額率等
第一号	住宅型式性能認定住宅等 (住宅型式性能認定書写しの添付)※1	減額料金は別表1、別表5、別表6に記載のとおり
第二号	認証型式住宅部分等を含む住宅等 (製造者等認証書写しの添付)※1	減額料金は別表1、別表5、別表6に記載のとおり
第三号	共同住宅等で同タイプの住戸が多い等 住宅性能評価を効率的に実施できると判断した場合※2	減額率の上限は10%とする

※1「1. 構造の安定に関すること」及び「3. 劣化の軽減に関すること」の型式を含むものに限る。